

金銭管理支援・財産保全サービス事業実施規程

（目的）

第1条 高齢者や障がい者が地域で安心して日常生活を送れるよう、契約に基づき日常的な金銭管理の支援及び書類等の預かりサービスを提供する「金銭管理支援・財産保全サービス事業」（以下「事業」という。）を実施する。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「小諸市社協」という。）とする。

2 事業を実施するにあたっては、福祉事務所と連携するものとする。

（事業の対象者）

第3条 対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

（1）小諸市に在住する者で、本契約の趣旨を理解する能力を有し、生活保護を受給していない者で、次のいずれかの要件に該当し、自分で金銭管理及び書類等の保管を適切に行うことが困難であると認められる者。

① おおむね65歳以上の高齢者（要介護・要支援・事業対象者と認定された方）

② 18歳以上の障がい者（各種手帳所持者又は公的年金受給者）

③ その他、小諸市社協会長（以下「会長」という。）が認める者

（2）第7条に規定する契約を自らの判断で締結することができる者

（3）相続人を自己の意思で指名できる者

（事業の内容）

第4条 第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

（1）日常的な金銭管理支援サービス

次に掲げる手続き等の代行を行う。

① 年金・手当の受領確認

② 日常生活費に要する預貯金の払い戻し

③ 医療費・公共料金・家賃・地代・税金・福祉サービス利用料等の支払い

（2）書類等の預かりサービス

ア 次に掲げる書類等の預かりを行う。

① 普通預金通帳

② 定期預金証書

③ 各種保険証書

④ 不動産権利書

- ⑤ 不動産契約書
- ⑥ 実印・印鑑登録カード
- ⑦ 銀行届け印

イ 書類等の保管方法は、小諸市社協が所有する金庫とする。

(3) 相談サービス

日常生活で困りごとがあった場合、利用者の意向を聞き取り、適切な支援機関へつなぐ。

(4) その他、会長が認めるもの。

(サービスの申請)

第5条 第4条第1項及び第2項に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を受けようとする者は、「金銭管理支援・財産保全サービス利用申請書」（様式第1号）により会長に申請するものとする。

(サービスの決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件について調査し、該当すると認めるときは「金銭管理支援・財産保全サービス利用承認通知書」（様式第2号）により、該当しないと認めるときは「金銭管理支援・財産保全サービス利用不承認通知書」（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 サービスを受けようとする者は、別に定める「金銭管理支援・財産保全サービス利用契約（以下「契約」という。）を会長と締結するものとする。

(利用料)

第8条 第7条の契約締結後、サービスを受ける者は、サービス利用に応じて、次に掲げる利用料を会長に支払うものとする。

- (1) 個別支援に要する費用：1時間につき1,500円
- (2) 書類等の預かり費用：1月につき200円

(契約の解約)

第9条 次の場合に契約を解約することができる。

- (1) 利用者は、いつでも、この契約を解約することができる。
- (2) 小諸市社協は、次のいずれかに該当する場合この契約を解約することができる。
 - ① 財産の管理が可能になった場合、または管理が可能な親族がいる場合。
 - ② 小諸市外へ住所地及び居所を移転した場合。

- ③ 特別養護老人ホーム等の施設に入所し、この契約による援助を続けることが難しくなった場合。
 - ④ 利用者の意思を確かめることができない（判断能力が著しく低下・喪失した）場合。
 - ⑤ 利用者から専門員及び生活支援員に対し、暴行、強迫、暴言、不当な要求等、理不尽で著しい迷惑行為があった場合。
 - ⑥ その他、会長がサービスの提供が不相当と認めた場合。
- 2 小諸市社協は、この契約を解約するときは、利用者の生活にふさわしい他の援助が利用できるよう努めるものとする。

（運営・監視）

第10条 事業の円滑な運営及び適正性を確保するために、会計監査人による評価を毎年一回以上受けるものとする。

（異議申し立て）

- 第11条 利用者及び利害関係人は、サービスの提供に関し、会長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 異議の申立てがあったときは、会長はその適否について第三者委員会に諮問しなければならない。

（福祉事務所との連携）

第12条 事業の利用契約締結能力等に疑義がある場合、または契約を解約した場合は、福祉事務所と連携を図るものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 小諸市社協は、利用者に関する個人情報の取扱については、細心の注意を払い、事業の運営に当たらなければならない。
- 2 小諸市社協は、利用者の許可なく前項の書類等若しくはその写しを第三者に閲覧させ、または提供してはならない。ただし、会長が認める時は、その限りでない。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。